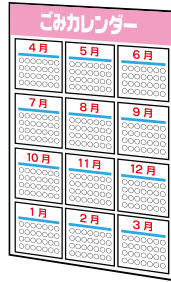


# ごみ出しの基本ルール

ごみ分別の前提：  
 いわき市の  
 ごみ分別  
 容器包装  
 プラスチック  
 かん類・ペットボトル  
 びん類  
 小型家電・  
 金属類  
 廃  
 乾  
 電池  
 古  
 紙  
 類  
 製品  
 プラスチック  
 燃やさないごみ  
 燃やすごみ  
 大型ごみ  
 市では  
 収集しないもの  
 分別  
 早見表  
 施設  
 搬入について  
 目的別  
 問い合わせ先

## 分別と収集日を確認しましょう

ごみの分別を確認しましょう。  
 収集する日は、「家庭ごみの収集カレンダー」で確認しましょう。  
 (地域によって収集する日が異なります。)  
**分別されていないごみや市で処理できないごみは収集しません。**ルール違反のごみには、ステッカーを貼っていますので、内容を確認し、自宅へ持ち帰ってください。



## 決められた集積所へ出しましょう

ごみを出す場所は、お住まいになっている**地区**で**決められた集積所**です。出す場所が分からない場合は、近所の方にお尋ねください。「**集積所は、利用する皆さんで協力して管理されています。**」ご自分の集積所以外には出さないください。(トラブルの原因になります)



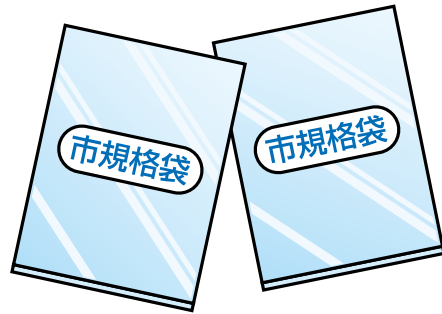
## 時間を守りましょう

必ず**収集日の朝8時30分まで**に出してください。(夜間には出さないでください)  
 収集量や道路状況などにより収集時間は変わりますので、ご了承ください。  
**収集した後に出されたごみは、取り残されてしまいます。**



## 決められた袋を使いましょう

ごみを出す袋は、大きさが70cm×50cmで無色透明のポリエチレン製の「**市規格袋**」をご使用ください。(家庭で**1回に出せる量は2袋程度**です。)  
 ただし、古紙類は、袋に入れず、ひもで十字にしばって出してください。  
 また、その他の紙は、紙袋等に入れて出してください。



## 店舗兼住宅から出るごみについて

店舗兼住宅の場合、店舗部分から出るごみは、事業系廃棄物となり、事業系一般廃棄物と産業廃棄物に分かれます。  
 事業者専用袋で排出したり、許可業者に処理を依頼するなど、「店舗」と「家庭(住宅)」のごみは区別して、処理するようにしてください。

※詳しくは「事業者ごみ処理パンフレット」をご覧ください。

